

◎新潟県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 柴倉津川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町大倉字柏木乙656番から同郡同町大倉字柏木乙656番まで
- 3 供用開始の期日 令和8年7月3日